

## 見積り仕様書一覧

次に掲げる物件について、**見積書(税抜)**を福山市上下水道局管財契約課へ提出してください。

なお、**見積書は契約番号ごとに提出**してください。

また、見積書には**1本当たりの単価**を記載してください。

公開日	2024年(令和6年)3月18日(月)
質問書提出期限	2024年(令和6年)3月21日(木)
見積書提出期限	2024年(令和6年)3月25日(月)

契約番号	品名
2	アルゴンガス
3	高純度ヘリウムガス
4	特級窒素
5	窒素ガス
6	液体窒素

## アルゴンガス仕様書

契約番号

2

### 1 品名

アルゴンガス

### 2 規格及び品質

規格	品質	充填圧力	容器弁ネジ規格
ガスボンベ 47L 型	99.9975%以上	14.7MPa	W22 山 14 オス右

### 3 契約方法

1 本当たりの単価契約

### 4 契約期間

2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日まで

### 5 納入

- （1）納入に関しては、事前に納入日、納入本数を福山市上下水道局の担当者が連絡する。
- （2）納入時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- （3）ガスボンベは、受注者の貸与とする。
- （4）ガスボンベの納入・回収は、受注者が行うこと。
- （5）ガスボンベは納入後、概ね 4 か月程度使用するため、返却は契約期間外となる場合がある。

### 6 納品場所と納入予定数量

#### （1）納入場所

〒720-0004 福山市御幸町中津原 158

福山市上下水道局中津原浄水場 水質管理センター 1 階 ボンベ室

#### （2）納入予定本数

39 本（1 回あたり 3～9 本の予定）

※ただし、実際の発注本数が上記と異なる場合でも同一単価で納入するものとする。

7 連絡先

福山市上下水道局 中津原浄水場 水質管理センター

担当：上田

TEL：(084) 955-1144

8 支払い

受注者は毎月末に集計した納入本数に契約単価を乗じ、消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を切り捨てた額）を加算した金額を請求するものとし、発注者は検査確認した後、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

## 高純度ヘリウムガス仕様書

契約番号

3

### 1 品名

高純度ヘリウムガス

### 2 規格及び品質

規格	品質	充填圧力	容器弁ネジ規格
ガスボンベ 47L 型	99.999%以上	11.8MPa	φ21 山 14 オス左

### 3 契約方法

1 本当たりの単価契約

### 4 契約期間

2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日まで

### 5 納入

- （1）納入に関しては、事前に納入日、納入本数を福山市上下水道局の担当者が連絡する。
- （2）納入時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- （3）ガスボンベは受注者の貸与とする。
- （4）ガスボンベの納入・回収は、受注者が行うこと。
- （5）ガスボンベは納入後、概ね 4 か月程度使用するため、返却は契約期間外となる場合がある。

### 6 納品場所と納入予定数量

#### （1）納入場所

〒720-0004 福山市御幸町中津原 158

福山市上下水道局中津原浄水場 水質管理センター 1 階 ボンベ室

#### （2）納入予定本数

3 本

※ただし、実際の発注本数が上記と異なる場合でも同一単価で納入するものとする。

7 連絡先

福山市上下水道局 中津原浄水場 水質管理センター

担当：上田

TEL：(084) 955-1144

8 支払い

受注者は毎月末に集計した納入本数に契約単価を乗じ、消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を切り捨てた額）を加算した金額を請求するものとし、発注者は検査確認した後、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

## 特級窒素仕様書

契約番号

4

### 1 品名

特級窒素

### 2 規格及び品質

規格	品質	充填圧力	容器弁ネジ規格
ガスボンベ 47L 型	99.9995%以上	14.7MPa	W22 山 14 メス右 又は W22 山 14 オス右

### 3 契約方法

1 本当たりの単価契約

### 4 契約期間

2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日まで

### 5 納入

- （1）納入に関しては、事前に納入日、納入本数を福山市上下水道局の担当者が連絡する。
- （2）納入時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- （3）ガスボンベは受注者の貸与とする。
- （4）ガスボンベの納入・回収は、受注者が行うこと。
- （5）ガスボンベは納入後、概ね 4 か月程度使用するため、返却は契約期間外となる場合がある。

### 6 納品場所と納入予定数量

#### （1）納入場所

〒720-0004 福山市御幸町中津原 158

福山市上下水道局中津原浄水場 水質管理センター 1 階 ボンベ室

#### （2）納入予定本数

8 本

※ただし、実際の発注本数が上記と異なる場合でも同一単価で納入するものとする。

7 連絡先

福山市上下水道局 中津原浄水場 水質管理センター

担当：上田

TEL：(084) 955-1144

8 支払い

受注者は毎月末に集計した納入本数に契約単価を乗じ、消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を切り捨てた額）を加算した金額を請求するものとし、発注者は検査確認した後、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

## 窒素ガス仕様書

契約番号

5

### 1 品名

窒素ガス

### 2 規格及び品質

規格	品質	充填圧力	容器弁ネジ規格
ガスボンベ 47L 型	99.998%以上	14.7MPa	W22 山 14 メス右 又は W22 山 14 オス右

### 3 契約方法

1 本当たりの単価契約

### 4 契約期間

2024 年（令和 6 年）4 月 1 日から 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日まで

### 5 納入

- （1）納入に関しては、事前に納入日、納入本数を福山市上下水道局の担当者が連絡する。
- （2）納入時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- （3）ガスボンベは受注者の貸与とする。
- （4）ガスボンベの納入・回収は、受注者が行うこと。
- （5）ガスボンベは納入後、概ね 4 か月程度使用するため、返却は契約期間外となる場合がある。

### 6 納品場所と納入予定数量

#### （1）納入場所

〒720-0004 福山市御幸町中津原 158

福山市上下水道局中津原浄水場 水質管理センター 1 階 ボンベ室

#### （2）納入予定本数

6 本

※ただし、実際の発注本数が上記と異なる場合でも同一単価で納入するものとする。



7 連絡先

福山市上下水道局 中津原浄水場 水質管理センター

担当：上田

TEL：(084) 955-1144

8 支払い

受注者は毎月末に集計した納入本数に契約単価を乗じ、消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を切り捨てた額）を加算した金額を請求するものとし、発注者は検査確認した後、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

## 液体窒素仕様書

契約番号

6

1 品名

液体窒素

2 品質

99.9%以上

3 契約方法

1本（10L入）当たりの単価契約

4 契約期間

2024年（令和6年）4月1日から2025年（令和7年）3月31日まで

5 納入及びその注意点

（1）液体窒素の搬入容器は福山市上下水道局所有のものを使用すること。

金属製容器

型式：シーベル

容量：10L

製造元：株式会社ジェック東理社

（2）納入に関しては、納入量を福山市上下水道局の担当者が連絡し、容器の持ち出しを含め連絡後3日以内（土、日曜、祝日の場合は次の平日。ただし12月29日～1月3日は除く。）に納入すること。

（3）納入時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

6 容器の持ち出し及び納品場所と予定回数

（1）持ち出し及び納入場所

〒720-0004 福山市御幸町中津原 158

福山市上下水道局中津原浄水場 水質管理センター2階 事務室

（2）納入予定回数

1本（10L）

※ただし、実際の発注回数が上記と異なる場合でも同一単価で納入するものとする。

7 連絡先

福山市上下水道局 中津原浄水場 水質管理センター

担当：上田

TEL：(084) 955-1144

8 支払い

受注者は毎月末に集計した納入本数に契約単価を乗じ、消費税及び地方消費税相当額（1円未満の端数を切り捨てた額）を加算した金額を請求するものとし、発注者は検査確認した後、請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。